

市原市立中央図書館資料選定基準

1 目的

この市原市立中央図書館資料選定基準(以下「選定基準」という。)は、市原市立中央図書館資料収集方針に基づき、市原市立中央図書館(以下「中央図書館」という。))及びその蔵書を有する施設(以下「各読書施設」という。))において図書館資料(以下「資料」という。)を選定する際の基準を定めることで、資料の円滑な収集を図ることを目的として定める。

2 選定基準

資料の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 総則

ア 選定にあたっては、新刊の案内、新聞、雑誌、テレビ等の各種メディアの情報に十分留意する。

イ 繰り返しの運用に耐える形状のものを選定する。

ウ 図書、雑誌等に映像資料が付属している場合には、原則的に付属資料の館外への貸出の許諾が付された資料を選定する。館外貸出の許諾が付されていない資料については、本体のみで資料として運用することができるかを検討し選定する。

エ 購入にあたっては、概ね発売・発行から3年以内のものを選定する。但し汚破損等による買い替え及び欠本の補充等を除く。なお発売・発行から3年を超えるものについては、特に将来的・継続的な利用の可能性を慎重に検討して選定する。

オ 購入による同一資料の選定は、この選定基準の中で別に定める場合を除き1点とする。

カ リクエストに対して購入で対応する資料は図書のみとする。

キ 以下のものは原則として選定しない。

(ア) 書き込みや切り抜きを前提としているもの。

(イ) 個人が長期間にわたり使用する性質のもの。

(ウ) 著しく耐久性に欠けるもの。

(エ) 現在の利用状況から多くの利用を想定できない高度な専門図書。

(オ) ゲームの攻略図書。

(カ) 一般に公開されることを前提としないで作成された、個人情報に掲載された資料。

(2) 図書

ア 全般

(ア) 短期間に類似する内容の図書を多量に選定しない。

(イ) 1施設で同一図書を複数選定する場合には、予約を含む利用状況に十分留意する。但し一般図書と郷土図書などの複数の資料区分として必要な場合を除く。

(ウ) 各読書施設は選定に当たり、他の読書施設の選定及び所蔵状況に留意する。

(エ) 本体価格が1冊1万円を超える図書については、特に将来的・継続的な利用の可能性を慎重に検討して選定する。

(オ) 漫画の表現を用いてその内容を分かりやすく、具体的に伝えることができるものについては選定できるものとする。また公的な表彰を受けた作家の作品や、著名な表彰を受け

た作品については選定できるものとする。

(カ) リクエストは原則的に利用者が受け取りを希望する施設で対応することとする。なお代替資料での対応にも留意する。

イ 一般図書(文庫)

一般図書(文庫)は、市民の教養の習得、余暇の有効活用、また日常生活で生じる課題の解決に資するため、各分野において基本的、入門的な図書を中心に、必要に応じて専門的な実用図書を選定する。

ウ 青少年図書

概ね中学生から高校生の年代を対象とする内容で、青少年の健全な育成に資すること及び児童図書から一般図書に向けて橋渡しとなるような選定に留意する。

エ 児童図書

(ア) 概ね小学生以下の年代を対象とし、児童が読書の楽しみを自ら発見し継続的な読書習慣を身に付けることや、課題解決に資するような図書を選定する。

(イ) 児童図書については、出版点数が少ないことから類書やシリーズ、同著者の図書の利用状況に留意し、必要に応じて複本の選定を行うことができることとする。

オ 参考図書

(ア) 市民が日常生活で生じる課題の範囲を超えて、調査・研究等で生じる課題の解明や課題の解決に資するための、事典・辞典・目録・年鑑・統計・白書等を選定する。

(イ) 閲覧のみを原則とすることから、選定に当たっては参考図書とする必要性を十分に検討する。

カ 外国語図書

多様な分野の図書を選定する。また外国籍の人々や、外国文化で育った人々に限らず外国語を学ぶ人々の利用にも留意する。

キ 団体貸出用図書

市内の官公署、学校、社会教育関係団体等への貸出を行うための図書を選定する。選定する同一図書の数量は、原則的に団体貸出用一般図書は1冊、団体貸出用児童図書は3冊以内とする。

(3) 逐次刊行物

ア 全般

(ア) 現在購入しているものが市民に定着していることから、現資料の継続購入を基本として整備する。

(イ) 年間の刊行頻度が極めて低く、また長期・繰り返しの運用に耐える形状のものは図書として選定することができることとする。

イ 新聞

新鮮で幅広い情報を得るために、主要全国紙、地方紙、スポーツ紙、外国語紙、市内刊行紙、また必要に応じて専門紙を選定する。

ウ 雑誌

市民の教養・文化の向上に資するものや、社会情勢等を反映したもの、日常生活を営む上で市民の関心が高いものを選定する。

(4) 視聴覚資料

ア 全般

音声・映像を通じた知識や教養の習得・向上、情操の育成に資することを目的とした流行に左右されず、芸術的・学術的評価の高い資料を選定する。

イ 音声資料

音楽、演劇芸術、児童の分野を中心に選定することとし、媒体はCDを中心とする。

ウ 映像資料

図書館外への貸出の許諾が付された資料を選定する。また映画、自然科学、伝記の分野を中心に選定することとし媒体はDVDを中心とする。

(5) 障がい者用資料

ア 大活字図書を中心に、布絵本など様々な形態の資料を選定する。

イ 図書以外は、録音図書(DAISY)を中心に選定する。

(6) 紙芝居

形状、大きさ等に留意して選定する。

(7) 電子資料

新聞の縮刷版を中心に選定する。

(8) マイクロ資料

新聞の縮刷版を中心に選定する。

(9) 地図

地形図・迅速測図を中心に選定する。冊子体の地図は図書として取り扱う。

(10) ちらし・パンフレット

新聞の折込ちらしや、市原市に関係するパンフレット等選定する。

(11) 寄贈図書

市原市立中央図書館寄贈・寄託資料の取り扱いに規定があるもの以外は、この選定基準を適用する。

(12) その他

その他の資料については、図書館資料としての継続的な利用可能性及び必要性を勘案し選定し、中央図書館長決裁により決定する。

3 委任

この基準に定めるもののほか、資料選定に関して必要な事項については、中央図書館長が別に定める。

付則

この選定基準は、平成7年4月1日から施行する。

平成29年4月1日改正